

「酒田市認定地域クラブ」の認定についての要項 ～ 地域クラブ配付用 ～

1. 目的

主に酒田市立中学校の部活動に所属している生徒等を対象として活動するクラブを、酒田市認定地域クラブに認定し支援することにより、中学生等のスポーツ・文化芸術に親しむ環境の充実を図るとともに、生涯学習社会の実現を図ることを目的とします。

2. 認定の要件

対象：市内中学校部活動に所属している中学生を対象とする活動を行っているスポーツ・文化芸術団体

(1) 「酒田市中学校部活動及び認定地域クラブ活動基本方針」に則った活動をしていること

適切な活動時間や休養日が設定されていること

- ・ 生徒の心身の成長に配慮し、健康な生活を送れるよう、週2日以上休養日（平日1日、休日1日）を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度（部活動も含む）の範囲内とし、年間活動回数としては50回を目安とすること
- ・ 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

(2) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承発展させた活動であり、かつ、中学生の望ましい成長に資するものであること

豊かで幅広い活動機会の保障に寄与すること

- ・ 市が定める対象者（市内中学校部活動所属生徒）を主な対象とした活動であること
 - 競技力強化等の目的により、広域から生徒を集めるものではないこと
 - 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること
- ・ 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること

(3) 規約、会則、定款等(社会通念上適正であると認められるものに限る)を備えていること

1 次に掲げる事項が規定されていること

- ア 名称 イ 目的 ウ 総会に関する事項 エ 安全管理体制
オ 次に掲げる役員又はこれらに準ずる役員の設置に関する事項
（ア）代表者 （イ）副代表者 （ウ）会計責任者 （エ）監事

2 次の内容が、規約等に含まれていること

- (1) 適切な運営体制が確保されていること
 - ・ 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- (2) 適切な安全確保の体制が確保されていること
 - ・ 「健康管理」生徒の発達段階や健康状態、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の環境を考慮し、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定すること
 - ・ 「事故防止」活動場所の施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること

- ・ 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
 - ・ 参加者及び指導者等が自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること
- (3) 学校等との連携が適切に行われていること
- ・ 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等、生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること

(4) 営利を目的とした団体ではなく、活動に必要な参加費は会員から徴収していること

活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

- ・ 市が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、認定地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ・ 営利を主たる目的とせずに運営すること

(5) 指導者・サポーターは市の認定を受けており、最低1名は「公認資格」を有していること

適切な指導の実施体制が確保されていること

- ・ 認定地域クラブ活動において、指導者やサポーターが、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の不適切行為は許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること
- ・ 市が定める研修を受講し、市に認定登録された指導者等が活動に携わること
- ・ 持続的・安定的な活動を確保するとともに、不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導者等が携わること
- ・ 公認資格保有者が不在となった場合は、不在後1年以内に資格保有者を確保すること

(6) 参加者の人数が、活動の区分に応じた人数以上であること

区分に応じた参加者の人数が確保されていること

- ・ スポーツ活動 次の競技の区分に応じて次に定める人数
 - (ア) 個人競技 5人
 - (イ) 団体競技 指導する競技の試合を行うためにルール上必要な1チームの基本の選手数に1を加算した数の人数
- ・ 文化芸術活動 5人(ただし、吹奏楽・合唱にあつては、3人とする。)

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められることがあります。

【参考】基本の選手数、及び認定の最低人数

NO	種 目	基本選手数	認定人数	備 考
1	陸上競技	—	5 人	
2	軟式野球	9 人	10 人	
3	バスケットボール	5 人	6 人	
4	バレーボール	6 人	7 人	
5	ソフトテニス	—	5 人	
6	卓球	—	5 人	
7	剣道	—	5 人	
8	柔道	—	5 人	
9	サッカー	11 人	12 人	
10	水泳	—	5 人	
11	吹奏楽	—	3 人	
12	合唱	—	3 人	

3. 認定地域クラブ活動の基準

(1) 指導・引率

生徒の安全・安心、充実した活動の観点から、2名以上で行います。(含：公認資格保有者1名)

(2) 保険の加入

- ① 自身の怪我等を保障する傷害保険
- ② 個人賠償責任保険

参加者も指導者等も、上記の両方を補償する保険(スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」)等に加入します。

(3) 活動日及び回数

週休日のどちらか1日(年間50回を目安とします)

(4) 参加手続き

選抜は行わず希望するものすべてを対象とします。ただし、送迎が可能であることが条件です。

(5) 参加費

保護者負担とし、1,000円～3,000円の範囲内で設定します。

(6) 指導者報酬

各クラブで決定します。

4. 活動の計画的な実施

(1) ミーティングの開催

活動方針及び指導方針を定め、これらについて参加者の保護者等に説明したり、意見交換等を行ったりするミーティングを年に2回以上、定例的に開催します。

(2) 活動計画の提出

- ① 年間活動計画(様式自由)

各年度末までに翌年度の認定地域クラブ活動計画を作成し、教育長に提出します。

② 月間活動計画（様式自由）

毎月末までに翌月の認定地域クラブ活動計画を作成し、保護者等に周知を図ります。

（３）実績報告（様式あり）

当該年度の認定地域クラブ活動の終了後、その実績を教育長に報告します。

５．認定の申請

（１）提出書類

① 酒田市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書(様式第１号)及び別紙

② 酒田市認定地域クラブ活動認定要件確認書(様式第２号)

（２）添付書類

① 団体の規約、会則、約款等（名称・目的・総会・安全管理体制・役員名簿等）… 様式自由

② 指導者及び参加者名簿 … 様式自由

③ 保険加入を証明するもの（証書、加入申請書等の写し） … 様式自由

④ 会計予算書・指導者公認資格証等 … 様式自由

（３）申請の開始日 令和８年１０月１６日～

（４）申請方法

（１）の書類に（２）を添付し、酒田市教育委員会学校教育課の窓口で直接申請します。

６．認定の決定

（１）判定

教育長は、申請に係る書類等を審査し、必要に応じて現地調査を行い、認定の可否について判断します。

（２）通知

教育長は、酒田市認定地域クラブ活動認定・不認定通知書(様式第３号)を申請団体に送付し、認定・不認定を伝えます。不認定については改善方法について説明・助言します。

（３）認定有効期間

３年間とします。（認定の日から２年を経過する日以後の最初の３月３１日まで）

７．変更の届出

（１）届出

認定を受けた地域クラブは、申請書の事項に変更が生じた場合は、速やかに教育長に届け出ます。ただし、「参加者数」については、新入生が入会した段階で一括で報告します。

（２）提出書類

「酒田市認定地域クラブ活動変更届出書(様式第４号)」

８．認定の取消し

（１）取り消し要件

① 虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき

② 認定の要件を欠くに至ったとき

- ③ 活動回数、活動人数が著しく減少したとき
- ④ 認定地域クラブとしてふさわしくない行為があったとき
- ⑤ その他、教育長が認定地域クラブとして不適当と認めたとき

(2) 指導、勧告

前項の認定の取消しに当たり、教育長は、改善事項を指導するとともに、2 か月の猶予期間を設けたうえで勧告を行います。猶予期間内に改善されなかった場合は、取り消しの決定を検討します。

(3) 取り消し効力の発生日

認定の取消しを決定した日の属する年度の翌年度の4月1日を以て、認定取消とします。

(4) 通知

教育長は、認定の取消しを行った日付で酒田市認定地域クラブ活動認定取消通知書(別記第5号様式)により、当該地域クラブの代表者に通知します。

9. 認定地域クラブの規模の調整

(1) 調整要件

- ・ 活動への参加者の数が5人(文化芸術関係は3人)を下回った場合

(2) 調整方法

- ① 各クラブは、(1)の要件に該当した場合、当該認定地域クラブの意向を尊重し、十分協議の上クラブの調整を行います。
- ② ただし、人数の過少のみで機械的に判断することなく、今後の展望等も考慮して判断します。

10. その他

- ・ 申請書等の様式は、酒田市ホームページからダウンロードするか、学校教育課(市役所6階)でもお渡しします。受付は、学校教育課にて行います。(申請と提出)
- ・ 認定の有効期間は、認定された日から3年間ですが、更新を希望する場合は、第7条1項の定めるところにより再申請します。但し、変更がない場合は添付書類を省略することができます。
- ・ 認定の判定について
 - ① 判定基準
「酒田市認定地域クラブの認定等に関する要綱」第2条(1)基本要件①、②に該当するかどうかは、過去1年間の実績をもとに判断します。
 - ② 仮認定期間
新規設立等により過去の実績がない場合は6か月間の仮認定期間を設け、その期間内の活動状況をもとに審査します。要件に該当すると判定された場合は、申請日に遡って認定します。